

第 33 期 事業報告

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

株式会社ソフトアカデミーあおもり

第 3 3 期 事 業 報 告

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

I. 会社の現況

1. 当事業年度の経過及び成果

当期は、第 7 次中期事業計画（令和 5 年度から令和 7 年度まで）の初年度として、「変革に対応できる基盤づくり」に向け「事業基盤の強化」と「ノウハウの蓄積」を基本戦略と掲げ、今後進展する自治体の情報システム標準化・共通化と D X（デジタル・トランスフォーメーション）に対応すべく、D X 技術者の育成に取り組んで参りました。

人材育成事業においては、デジタル化社会の中で複雑・多様化し、高まる情報セキュリティの脅威に対応するセキュリティリスク対策に関連した研修を開催しました。

その他、青森市より経済対策事業として、物価高騰に対応した給付金関連電算運用業務等を受託し、着実に実施しました。

当期の業績は、原材料費や水道光熱費の高騰等の影響が多分にありましたが、上記業務等を受託したことにより、目標を上回る利益を計上することが出来ました。

概要は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	金額
売 上 高	653,569千円
売 上 原 価	507,579千円
売 上 総 利 益	145,989千円
経 常 利 益	77,303千円
当 期 純 利 益	56,471千円

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 事業別概況

(1) 人材育成事業

当期は、コロナ禍の影響が残る中、当初計画した教育機関向け研修が中止になる等厳しい状況でしたが、積極的に営業活動を行った結果、サイバーセキュリティ対策や D X（デジタル・トランスフォーメーション）推進に関連した研修を受託し、受講者数は例年並みに推移することができました。

主な研修として、青森県警察本部の公募事業である事業者のサイバー事案対処能力の向上業務を受託し、県内 3 会場で様々な団体や個人への攻撃事例を基に、対策の必要性とその対応方法や体制について講義し、各団体のサイバー事案に対する対処能力の向上を図る研修を開催しました。

また、一般企業からの依頼による情報セキュリティ個別研修や、新たに情報セキュリティ関連団体が主催する研修への講師派遣など、今後の事業発展に生かせる活動を積極的に行いました。

今後も、地域の D X 推進と I T の安全安心活用に積極的に貢献して参ります。

当期の主な研修内容は、次のとおりです。

- ① IT技術者新入社員研修（開催：4回 受講者数：31名）
青森、弘前、八戸、東京での2ヶ月間のシステムエンジニア養成研修
- ② オンライン学習サービス研修（開催：4回 受講者数：4名）
サテライト研修、eラーニング研修等
- ③ サイバー犯罪捜査技術研修会（開催：1回 受講者数：27名）
警察職員向けの講義と実践演習
- ④ 事業者のサイバー事案対処能力の向上業務（開催：6回 受講者数：109名）
青森県警察本部主催の「サイバーセキュリティに対する意識向上、事案発生時の対処方法の普及啓発、情報共有の推進等」によりサイバー事案に対する対処能力の向上を目的とした研修（青森市、弘前市、五所川原市を中心とした周辺市町村を含む地域向け）
- ⑤ サイバーセキュリティ人材養成研修（開催：2回 受講者数：38名）
青森県主催の「セキュリティ基礎研修」「セキュリティ対策研修」
- ⑥ 各種IT技術者研修・セキュリティ対策研修（開催：2回 受講者数：169名）
社会福祉法人、一般社団法人地域セキュリティ協議会の研修等
- ⑦ 職業訓練（開催：4回 受講者数：24名）
求職者支援訓練（一般）、公共職業訓練（一般、障がい者）

（2）システムサービス事業

青森市情報システム運用管理業務では、安定化に向けた運用手順等の整備、効率化による原価低減と意識改革に取り組みました。また、これまでのシステム運用・管理、ネットワーク導入・管理のノウハウを活かして、以下の業務を受託し実施しました。

- ① 青森市行政情報ネットワーク関連業務
 - ・中間サーバー接続端末の共通基盤利用に係るネットワーク設定業務
 - ・青森市小学校パソコン教室（西部・東部）保守点検業務
 - ・デジタル手続法に係る青森市住民基本台帳ネットワークシステム及びゲートウェイシステム改修業務
- ② 経済対策関連業務
 - ・青森市物価高騰負担軽減支援給付金に係る給付システム開発・運用管理等業務
 - ・青森市生活支援商品券発行データ作成業務
- ③ 青森市新型コロナウイルス関連業務
 - ・青森市新型コロナウイルスワクチン接種（春・夏）事業電算運用等業務
- ④ その他電算管理業務並びにネットワーク関連業務
 - ・中小企業のアンケート集計及びデータ入力業務
 - ・社会福祉法人向けヘルプデスク業務
 - ・銀行系ネットワークサービス会社へのデータセンタ利用サービス（仮想専用サーバー利用サービス）の提供

（３）給排水事業

当期は、物価高騰等により、処理件数は例年と比較し落ち込みました。なお、主な大型の物件は、青森駅東口開発計画（東日本旅客鉄道）、中新町山手地区市街地再開発（センター棟・ウエスト棟）等でした。

青森市給排水各種処理件数は、次のとおりです。

種別	件数
給排水申請図面処理	2,424 件
設計審査処理	2,336 件
検査処理	3,061 件

（取引業者の状況）

当期は、新規登録業者が３社、指定業者廃止・休止業者は６社で、登録業者総数は 218 社となりました。

（４）施設賃貸事業

入居企業数は 7 社（10 室利用）で推移しました。なお、空室は 1 室（115.5 ㎡）でした。

（５）営業事業

県内地方自治体に対する自治体情報システムの標準化・共通化への対応状況、及びDX取組状況等の情報収集、並びに教育機関に対する提案型営業に注力し、活動を行いました。その他、継続的に民間企業向けに、IT機器及びネットワーク環境構築の相談窓口対応、及び作業支援等を行いました。

販売活動では、県内地方自治体等の指名競争入札に応札し、青森市、五所川原市、地方独立行政法人等のIT機器、周辺機器、ソフトウェア等の調達案件を落札しました。

３．社内活動

（１）社内情報管理と人材育成

社内のDX技術者育成を目的に、Web技術等を活用した社内文書管理システムを開発し、庶務事務処理の効率化を図りました。

他には、個人情報の管理、及び情報資産の管理等、従業員の情報セキュリティに関する意識の更なる向上にも努めました。

4. 設備投資の状況

当期における設備投資は、次のとおりです。

内容	時期	投資額
電話交換機更改	令和5年8月から 令和5年10月まで	3,990 千円
ビル管理システムリモートユニット交換	令和5年10月から 令和6年3月まで	5,900 千円
駐車場用の土地の取得	令和5年6月	56,306 千円

5. 資金調達の状況

当期中における所要資金の調達は、ありません。

6. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第30期	第31期	第32期
	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
売上高	622,808 千円	726,304 千円	748,650 千円
経常利益	117,499 千円	148,663 千円	136,190 千円
当期純利益	75,733 千円	99,132 千円	93,902 千円
1株当たり当期純利益	4,207 円 39 銭	5,507 円 36 銭	5,216 円 82 銭
総資産	2,162,906 千円	2,305,940 千円	2,322,759 千円
純資産	1,966,800 千円	2,056,933 千円	2,141,836 千円
1株当たり純資産額	109,266 円 71 銭	114,274 円 07 銭	118,990 円 89 銭

区 分	第33期
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日
売上高	653,569 千円
経常利益	77,303 千円
当期純利益	56,471 千円
1株当たり当期純利益	3,137 円 28 銭
総資産	2,348,929 千円
純資産	2,189,307 千円
1株当たり純資産額	121,618 円 18 銭

(注)

1. 「1株当たり当期純利益」は、期末日現在の発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「1株当たり純資産額」は、期末日現在の発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 対処すべき課題

当期は、経営に役立つ人財づくりを掲げ、中堅層による社内改善プロジェクトを立ち上げ、風通しの良い職場環境をテーマに取り組んで参りました。また、今後進展する自治体の情報システム標準化、D X推進に向け更なる技術者の育成が重要課題と捉えております。

令和6年度は、第7次中期事業計画の2年目となることから「事業基盤の拡大」「積極的な新事業展開」「社全体による営業活動」を基本戦略とし、将来を見据えた新事業スキームの構築に取り組んで参ります。

(1) 全社

- ① 社内人材育成プロジェクトの推進。
- ② 内部統制及びコンプライアンスの遵守。
- ③ 内部監査システムの整備と企業倫理の徹底。
- ④ 危機管理対策（災害及び感染症対策等B C P訓練）の実施。

(2) 人材育成事業

- ① 通年の職業訓練研修実施（着実なP R活動、実施体系）。
- ② サテライト研修の幅広い展開（どこにいても学べる機会の提供）。
- ③ D X人材育成研修の立ち上げと素早い情報発信。
- ④ W e b 関連研修開催のノウハウを活用した新たなビジネスの構築。
- ⑤ 関係機関との連携。

(3) システムサービス事業

- ① 青森市情報システムの安定運用と次期情報システム運用管理業務の提案。
- ② 自治体情報システム標準化に対応した運用サービスの構築。
- ③ 自治体クラウドを見据えたデータセンタ事業及びネットワーク事業の展開。
- ④ D X関連ソリューション、D X活用支援、自治体クラウド移行関連ビジネスの営業強化。
- ⑤ システム開発技術の研究と習得。
- ⑥ 新事業の開拓。
- ⑦ 品質管理体制の確立と徹底。

(4) 給排水事業

- ① 業務改革による体制の確立と人材育成。
- ② 図面作成（C A D）事業の収益構造の見直し。

(5) 施設賃貸事業

- ① 安全・安心な環境維持。
- ② 施設の多目的な利活用促進。

8. 主要な事業内容（令和6年3月31日現在）

（1）人材育成事業

- ① 各種パソコン講習会の企画、立案、開催。
- ② 情報技術セミナー、研修会等の企画、開催。

（2）システムサービス事業

- ① 自治体向け情報システム運用管理業務。
- ② コンピュータ及び情報通信システムの開発、斡旋、販売、並びにコンサルティング。
- ③ コンピュータ及び情報通信システムのサポート、保守、並びに運用管理業務。
- ④ コンピュータ及び情報通信システム関連機器の賃貸。
- ⑤ インターネットコンテンツの作成。
- ⑥ ソフトウェアの開発斡旋、販売並びに賃貸。
- ⑦ デジタル製品の販売並びに賃貸。

（3）給排水事業

- ① 青森市の給排水申請図面作成（CAD事業）。
- ② 青森市の給排水設備に関する書類審査及び現場検査代行業務（給排水事業）。

（4）施設賃貸事業

- ① 貸室の賃貸と館内設備維持管理。
- ② 入居企業への情報提供。

9. 主要な営業所（令和6年3月31日現在）

本社：青森市第二問屋町四丁目11番18号

10. 使用人の状況（令和6年3月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	30 名	1 名減	43.5 歳	12.1 年
女 子	17 名	0 名	47.7 歳	11.3 年
合 計	47 名	1 名減	45.0 歳	11.8 年

（注）従業員数は正社員であり、嘱託社員及びパートタイマーは含んでおりません。

II. 会計監査人の状況

当社の会計監査人：一番町監査法人

Ⅲ. 会社の体制及び方針

当社の業務の適性を確保するための体制の整備及び概要は、次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに担当部者を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査業務に必要な事項につき協力を求めることができるものとし、取締役、内部監査部門の長は、この協力要請を正当な理由がない限り拒絶できないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。